

4 概算事業費

概算事業費

概算事業費の積算結果を以下に示します。概算事業費の積算に用いる工事単価は、以下のとおり、**近年竣工又は計画中の公共体育館及び公共プールの工事単価を参考に、年次補正・地域補正をした値**とします。

体育館・プールの建設費の合計は、税込**約70億円**となります（設計・工事監理費、解体費、造成・外構工事費、什器・備品費、測量・地質調査等の各種調査費、発電機等の特殊費用を除く）。

ただし、**近年建設単価の上昇が著しいことから、必要に応じて見直しを行う必要**があります。

項目		面積(m ²)	m ² 単価 (千円/m ²)	建設費 (百万円)	備考
建設費	体育館	7,089	626	4,438	他自治体の公共体育館の建設事例より
	プール	1,520	652	991	他自治体の公共プールの建設事例より
	共用	1,591	626	996	他自治体の体育館建設費事例より
総計				6,425	
税込費用(10%)				7,068	

※設計・工事監理費、解体費、造成・外構工事費、什器・備品費、測量・地質調査等の各種調査費、発電機等の特殊費用を含みません。

整備費用の確保

施設整備に係る費用の確保にあたっては、交付金・補助金及び起債を活用することとします。以下に、他の自治体において活用がされた交付金・補助金と本市が活用が想定される起債を示します。

【交付金・補助金】

- ・国土交通省「社会資本整備総合交付金」
- ・文部科学省「学校施設環境改善交付金」
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ振興くじ助成」

【地方債】

- ・過疎対策事業債

※次ページ以降の各補助金の説明で記載する「交付率」はあくまで参考です。実際には上限額等があり、記載した交付率どおりの額が交付されるわけではありません。

整備費用の確保

■国土交通省「社会資本整備総合交付金」

国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設されました。

①都市構造再編集中支援事業(個別事業)

「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とします。

【交付率】

1/2(都市機能誘導区域内等)、45%(居住誘導区域内等)

②都市公園事業

都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園の整備等を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現等を図ることを目的とします。

【交付率】

都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備に要する費用の1/2

整備費用の確保

■文部科学省「学校施設環境改善交付金」

主に学校施設の整備をするに当たり、その実施に要する経費の一部を交付するものですが、「スポーツ施設(社会体育施設)整備事業」として、地域住民向けのスポーツ施設の環境整備も補助対象となります。

○交付対象事業

- (1) 地域スイミングセンター新改築事業
- (2) 地域水泳プール新改築事業
- (3) 地域スポーツセンター新改築事業 など

【交付率】 1/3

整備費用確保の方針

■独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ振興くじ助成」

スポーツ振興くじ助成は、スポーツくじの販売により得られる収益をもとに、地方公共団体及びスポーツ団体が行う、スポーツの振興を目的とする事業に対して行われます。

「スポーツ振興くじ助成」のうち、本事業が対象となる助成対象事業は「スポーツ施設等整備事業」です。

【交付率】2／3(上限2,000万円)

■過疎対策事業債

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域とされた市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債です。

充当率は100%で、元利償還金の7割が後年度に効税措置されることになっており、市町村は残り3割を負担すればよいこととなります。

(過疎地域自立促進特別措置法の延長により、現時点で令和13年3月31日まで利用可能)